

13 県たばこ税

(単位:千本,千円)

月 別	売渡しの合計本数	課税免除及び 返還控除本数	調 定 額
3 月	379,728	1,392	402,880
4 月	355,003	3,253	374,505
5 月	346,483	1,990	366,699
6 月	366,637	2,802	387,225
7 月	385,627	3,529	406,776
8 月	387,820	4,821	407,603
9 月	688,335	4,242	728,357
10 月	323,461 (202,787)	1,317 (0)	260,807 (86,648)
11 月	226,017 (4,217)	1,043 (0)	325,430 (1,796)
12 月	302,288 (1,249)	1,049 (0)	441,998 (534)
1 月	260,172 (1,267)	1,523 (0)	379,579 (541)
2 月	272,315 (0)	1,878 (0)	398,184 (0)
合 計	4,293,886 (209,520)	28,839 (0)	4,880,043 (89,519)

- (注) 1 この調は、当年度において課税したものについて作成した。
 2 「月別」は、申告書に記載された売渡月の区分である。
 3 平成22年10月1日の税率改正に伴い、たばこ販売業者の手持ちたばこ分を対象として、税率の差分を申告納付させるいわゆる「手持品課税」が実施された。なお、()内の数字は、手持品課税にかかる数字である。